

ヤマハ仮想ルーター vRX ローカル仮想環境版 利用規約

ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」）は、「ヤマハ仮想ルーター vRX ローカル仮想環境版（以下 本ソフトウェア）」の規約（以下本規約）を以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に関し適用されるものとし、

第 1 節 総則

第 1 条（動作環境）

ヤマハ仮想ルーター vRX ローカル仮想環境版は、以下の仮想化ソフトウェアに対応しています。

- ・ VMware ESXi

第 2 条（用語の定義）

本規約は、以下の用語の意味を、次のとおり定義します。

- ・ 「VMware ESXi」は、VMware, Inc（以下、VMware）が提供するハイパーバイザーです。
- ・ 「お客様」とは、本規約に同意頂いた上で本ソフトウェアを利用する者のことをいいます。

第 3 条（本規約の適用）

- ・ 本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に際し適用されます。
- ・ 本規約は、お客様が本ソフトウェアのダウンロードの時点から発効されるものとし、
- ・ 本ソフトウェアの取扱説明書など本ソフトウェアに関する書面は、本規約の一部を構成するものとし、
- ・ 本規約の規定と前項の書面の内容が異なる場合、本ソフトウェアに関する書面の内容が優先して適用されるものとし、
- ・ お客様は本規約に同意いただいたうえで本ソフトウェアを利用することができます。
- ・ ヤマハは以後、本規約を改定、追加、および変更（以下「改定等」）できるものとし、なお、ヤマハが、本規約の改定等を行う場合、発効日の 30 日前までにヤマハ公式ホームページに掲載しお知らせします。

第 2 節 利用上のご注意

第 4 条（ライセンス）

- ・ 本ソフトウェアは、機能制限がかけられています。ライセンスを購入したお客様は、以下のライセンス条件に従い、本ソフトウェアを利用できます。
 - ・ 当該ライセンスの内容は以下のとおりです。
- (1) ライセンスは、ヤマハが別途定めるライセンス購入申込方法に従い、ライセンスキーとして購入できます。
 - (2) ライセンスは、基本ライセンスとオプションライセンスの 2 種類で構成されます。ライセンスの詳細については、ヤマハ製品情報ページ(<https://network.yamaha.com/>)をご参照ください。
 - (3) ライセンスは、ライセンス使用開始時点からライセンスが示す期間使用できます。
 - (4) ヤマハは、使用可能なライセンス数に応じて、本ソフトウェアの利用を許諾します。
 - (5) ライセンスキーを紛失した場合は再発行しません。お客様は、再度ライセンスを購入することで、本ソフトウェアを利用できます。
 - (6) お客様は、ご使用中のライセンスの有効期間が終了する 1 年前から、新たなライセンスの購入申込みをすること

ができます。

- (7) 本ソフトウェアのライセンスは、第 1 条（動作環境）に定められている仮想化ソフトウェア上で動作する本製品でご使用できます。

第 5 条（本ソフトウェア利用時に発生する費用等）

- ・ 仮想化ソフトウェア等をインストールするサーバーや、ソフトウェア・ライセンスの購入費用は、お客様がご負担いただくものとします。
- ・ お客様は、本ソフトウェアを利用するために必要な設備やサービス等を自己の責任において準備するものとします。ヤマハは、これら設備やサービス等における動作保証およびサポートは一切行わないものとします。

第 6 条（本ソフトウェアの内容）

- ・ 本ソフトウェアの内容は、ヤマハが別途定める本ソフトウェアの取扱説明書など本ソフトウェアに関する書面に記載されたとおりとします。
- ・ 本ソフトウェアの仕様書に定めのない事項がある場合には、その範囲において本規約が適用され、本規約の内容と本ソフトウェアの仕様書に記載された内容が異なる場合には、本ソフトウェアの仕様書の内容が優先して適用されるものとします。
- ・ 本ソフトウェアは、仮想化ソフトウェアがインストールされたサーバーが必要です。ヤマハは、第 1 条（動作環境）に定められている仮想化ソフトウェアおよびそれらをインストールするサーバーの提供に関しては、何ら責任を負いません。仮想化ソフトウェアの利用に関しては、各仮想化ソフトウェアが定める利用規約の内容に従ってください。

第 7 条（ユーザー ID、パスワードおよびライセンスキーの管理）

- ・ お客様は、本ソフトウェアのユーザー ID、パスワードおよびライセンスキーを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。
- ・ ユーザー ID、パスワードおよびライセンスキーの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様自身またはその他の者が損害を被った場合、ヤマハは一切の責任を負わないものとします。

第 3 節 責任

第 8 条（禁止事項）

- ・ ヤマハは、本ソフトウェアの利用に際しお客様に次の行為を禁止するものとします。

- (1) 本規約に反する行為
- (2) 本ソフトウェアをお客様の使用以外の商用、またはその他不正の目的をもって利用する行為、またはその準備を目的とする行為
- (3) 本ソフトウェアのライセンス取得時、虚偽の事実および内容をヤマハまたはヤマハの販売代理店へ届ける行為
- (4) 本ソフトウェアに関するヤマハ、または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為また侵害の恐れがある行為
- (5) 本ソフトウェアのライセンスおよび本ソフトウェアの第三者への再使用許諾、販売、頒布、賃貸、リース、貸与もしくは譲渡し、特定もしくは不特定多数の者によるアクセスが可能なウェブサイトもしくはサーバー等にアップロードする行為
- (6) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその他方法により、本ソフ

トウェアに基づいた派生的な成果物を作成し、使用（販売、頒布、賃貸、再使用許諾、改変等を含むがそれらに限らない）する行為。ただし、著作権法その他適用される法令によって認められている場合を除く。

- (7) 一つのライセンスキーで、複数の本ソフトウェアを使用する行為
- (8) 故意や過失を問わず、上記各項のほか法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為またその違反の恐れがある行為
- (9) その他、ヤマハが、合理的理由において不適切と判断する行為

第 9 条（責任の制限）

- ・ 仮想化ソフトウェアおよびそれらをインストールするサーバーを含む、本ソフトウェアおよびライセンスは、その性質上、バグや瑕疵、誤動作など、正常に動作しない症状等の不具合を含み得るものとして提供され、法令上免責が認められない場合を除き、その完全性、正確性、確実性、安全性、有用性、信頼性、無害性等に関していかなる保証も行わないものとします。
- ・ お客様は、本ソフトウェアの導入および利用についてお客様の自己責任で行うものとし、ヤマハはその完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- ・ お客様は、本ソフトウェアによる情報等の消失ならびにその他関連して発生したお客様および第三者の損害について、いかなる補償も行わないものとします。
- ・ ヤマハは、本ソフトウェアの日本国外での使用について一切のサポート、保証をしません。本ソフトウェアの日本国内での使用についてのサポートは、ヤマハの営業時間内で、日本語での対応に限ります。
- ・ 本製品は米国特許出願 No. 09/918,615 を優先権主張する特許等（米国特許 8,321,675 等）で保護された実装を含みます。日本国外での使用（日本国外から日本国内のサーバーを遠隔操作する場合を含む）にあたっては、お客様の責任で OCB License (<https://web.cs.ucdavis.edu/~rogaway/ocb/license.htm>) の適用確認または特許権者との交渉を行ってください。

第 10 条（損害賠償）

- ・ お客様は、本ソフトウェアの利用においてお客様の責に帰すべき事由でヤマハに損害を与えた場合、ヤマハが被った一切の損害を賠償するものとします。
- ・ お客様が、第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、自己の責任と費用でこれを解決し、ヤマハにいかなる責任も負担させないものとします。万一、お客様の責に帰すべき事由によりヤマハが他のお客様や第三者から責任を追及された場合は、お客様はその責任と費用で当該紛争を解決するものとし、ヤマハにいかなる責任をも負担させないものとします。

第 4 節 変更等

第 11 条（本ソフトウェアの変更）

- ・ ヤマハは、本ソフトウェアの仕様をお客様に事前通知することなく変更することがあります。また、ヤマハは、当該変更によりお客様に生じる損害は、一切責任を負いません。

第 12 条（本ソフトウェアの提供停止）

- ・ ヤマハは、技術上または運用上の理由により、本ソフトウェアの提供を停止する必要があると判断した場合、本ソフトウェアの提供を停止できるものとします。
- ・ ヤマハは、本条に定める本ソフトウェアの提供停止によりお客様に生じた損害について、一切責任を負いません。

ん。

第 5 節 契約の終了

第 13 条 (本ソフトウェア使用の終了)

- ・ 本ソフトウェアの使用は、有効期間満了、または第 14 条 (ヤマハによる本ソフトウェアの利用終了) に基づき終了します。
- ・ 本ソフトウェアの使用が終了した場合、ヤマハは、お客様に、いかなる理由であっても、本ソフトウェアのライセンスの購入代金を一切返金しません。

第 14 条 (ヤマハによる本ソフトウェアの利用終了)

- ・ ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく本ソフトウェアの利用を終了できるものとします。またお客様が本ソフトウェアライセンスを複数使用する場合も、同様に使用しているすべてのソフトウェアの使用を終了できるものとします。
- (1) お客様が、本規約に反する行為をし、または違反状態に至った場合
 - (2) ヤマハが、事由の如何を問わず本ソフトウェアの提供を終了した場合
 - (3) その他、ヤマハが、お客様に対し本ソフトウェアの利用を継続するのに不相当であると判断した場合

第 15 条 (本ソフトウェア使用の終了後の措置および残存条項)

- ・ 本ソフトウェアの使用が終了したのち、お客様は責任をもって本ソフトウェアおよびこれに関する一切の資料とライセンスを破棄するものとします。
- ・ 本ソフトウェア使用の終了後も、第 8 条 (禁止事項) から第 13 条 (本ソフトウェア使用の終了) および第 15 条 (本ソフトウェア使用の終了後の措置および残存条項) から第 19 条 (合意管轄) の規定は存続します。

第 6 節 一般事項

第 16 条 (権利の帰属)

- ・ 本ソフトウェアおよびこれに付随する以下の一切の権利は、著作権法その他の法律により保護され、ヤマハまたは第三者に帰属するものとします。
- (1) 著作権
 - (2) 特許権
 - (3) 商標権
 - (4) 意匠
 - (5) その他、ノウハウ、営業秘密を含む一切の知的財産権
- ・ ヤマハは、本ソフトウェアと共にまたはその一部として、オープンソースソフトウェア、第三者のプログラム、データファイルおよびそれに関するドキュメンテーション (以下「第三者ソフトウェア等」といいます) を提供する場合があります。第三者ソフトウェア等の取扱いについては、第三者が定める第三者ソフトウェア等に関する利用条件に従い取り扱われるものとします。

第 17 条 (譲渡の禁止)

- ・ お客様は、本規約に特段の定めのない限り、本規約に基づく権利義務の一部または全部を、第三者に利用させる

行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

第 18 条（準拠法）

- ・ 本規約は、抵触法の定めにかかわらず、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。

第 19 条（合意管轄）

- ・ 本ソフトウェアの利用に関連して、万が一ヤマハとお客様との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2020 年11 月 4 日に発効します。

2022 年 1 月 25 日に改定します。

改訂履歴は、以下を参照してください。

<http://www.rtpro.yamaha.co.jp/RT/docs/vrx/#agreement>

以上
ヤマハ株式会社